

埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）において制定すべき規則のうち、鶴ヶ島市規則を準用することについて必要な事項を定めるものとする。

(準用する規則)

第2条 組合において制定すべき規則のうち、次の表の左欄に掲げる規則は、当該右欄に掲げる鶴ヶ島市規則を準用するものとする。

組合において制定すべき規則	準用する鶴ヶ島市規則
通勤手当の支給に関する規則	通勤手当の支給に関する規則（昭和41年鶴ヶ島市規則第17号）
職員の給与の支給に関する規則	職員の給与の支給に関する規則（昭和41年鶴ヶ島市規則第20号）
期末手当及び勤勉手当に関する規則	期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和42年鶴ヶ島市規則第3号）
住居手当に関する規則	住居手当に関する規則（昭和49年鶴ヶ島市規則第29号）
埼玉西部環境保全組合職員の定年等に関する規則	鶴ヶ島市職員の定年等に関する規則（昭和60年鶴ヶ島市規則第5号）
埼玉西部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則	鶴ヶ島市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成9年鶴ヶ島市規則第3号）
定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則	定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則（平成14年鶴ヶ島市規則第2号）
職員の旅費の支給に関する規則	職員の旅費の支給に関する規則（昭和41年鶴ヶ島市規則第19号）

埼玉西部環境保全組合財務規則	鶴ヶ島市財務規則（平成４年鶴ヶ島市規則第８号）
埼玉西部環境保全組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則	鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和２年鶴ヶ島市規則第８号）
埼玉西部環境保全組合会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則	鶴ヶ島市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（令和２年鶴ヶ島市規則第９号）
職員の育児休業等に関する条例施行規則	職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成２５年鶴ヶ島市規則第９号）
埼玉西部環境保全組合一般職の任期付職員の採用等に関する規則	鶴ヶ島市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成２３年鶴ヶ島市規則第１４号）

（読み替え規定）

第３条 前条の規定により準用する場合にあつては、鶴ヶ島市規則中「鶴ヶ島市」とあるのは「埼玉西部環境保全組合」と、「鶴ヶ島市長又は市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と、「総合政策部長、部長、財政課長又は人事課長」とあるのは「事務局長」と、「資産管理課長、会計課長又は課長」とあるのは「事務局次長」と、「課」とあるのは「組織」とそれぞれ読み替えるものとする。

２ この規則において準用する鶴ヶ島市財務規則第３７条第２項中「金銭登録機及び決済端末機」とあるのは「金銭登録機、決済端末機及び料金精算機」と、同規則第２０９条第１項中「別表第５」とあるのは「埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則別表」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年２月１３日規則第５号）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月２０日規則第２号）

この規則は、平成１４年４月１日から施行し、改正後の埼玉西部環境保全組合にお

いて制定すべき規則のうち鶴ヶ島市規則を準用する規則第2条の表中特例一時金に関する規則については、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年2月26日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第4号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 埼玉西部環境保全組合において制定すべき規則のうち毛呂山町規則を準用する規則（昭和62年規則第3号）

(2) 埼玉西部環境保全組合予算事務規則（平成9年規則第2号）

(3) 埼玉西部環境保全組合工事施行規則（平成13年規則第8号）

3 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）第168条に規定する会計管理者が組合に置かれるまでの間、準用する鶴ヶ島市規則中「会計管理者」とあるのは、「収入役」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年3月31日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際平成21年度の出納整理期間中における鶴ヶ島市財務規則の様式の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月15日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する規則の廃止）

2 埼玉西部環境保全組合職員の旅費に関する規則（平成13年規則第7号）は、廃止する。

附 則（令和２年３月３１日規則第１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１１月２２日規則第５号）

この規則は、令和４年１１月２２日から施行する。

附 則（令和４年１１月２４日規則第１０号）

この規則は、令和４年１２月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日規則第４号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

設 置	出納員 となる べき者 の職	出納員が委任を受ける事務	分任出納員と なるべき者の 範囲	分任出納員が委 任を受ける事務
事 務 局	庶務室 長	所管事務に係る次の収納事務 １ 埼玉西部環境保全組合行政不服審査 制度に係る書面の交付に関する手数料条 例（平成３１年条例第５号）に規定する 手数料の収納事務 ２ 財産収入金の収納事務 ３ 諸収入金の収納事務	庶務室に属す る職員（室長 を除く。）	出納員が委任を 受ける事務のう ち分任出納員が 担当する事務
	川角リ サイク ル プラザ 所長	所管事務に係る次の収納事務 １ 埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理 及び清掃に関する条例（平成２０年条例 第３号）に規定する手数料の収納事務 ２ 財産収入金の収納事務 ３ 諸収入金の収納事務	川角リサイク ルプラザに属 する職員（所 長を除く。）	

埼玉西部クリ ーンセンタ ー所長	所管事務に係る次の収納事務 1 埼玉西部環境保全組合廃棄物の処理 及び清掃に関する条例に規定する手数料 の収納事務 2 財産収入金の収納事務 3 諸収入金の収納事務	埼玉西部クリ ーンセンター に属する職員 (所長を除 く。)	
------------------------	---	--	--

- 備考 1 表の職にある者は、別に辞令を用いることなくその職にある間出納員又は分任出納員を命ぜられたものとみなす。
- 2 別表に定めるもののほか、出納員を置く必要がある場合は、会計管理者を経て管理者に内申しなければならない。